



2024年2月13日

各位

会社名 株式会社ニレコ  
代表者名 代表取締役社長 中杉 真一  
(コード番号：6863 東証スタンダード)  
問い合わせ先 取締役執行役員管理部門長  
佐々田 卓也  
(TEL 042-642-3111)

ニレコ コーポレート・ガバナンス基本方針の一部見直しに関するお知らせ

当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、「ニレコ コーポレート・ガバナンス基本方針」(以下「本方針」)の一部改定を決議しましたので、お知らせいたします。

## 記

### 1.改定の目的

当社は2023年3月31日に東京証券取引所から通知された「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」を受け、株式市場からの評価改善を図る施策を検討してまいりました。その一環として、利益還元方針を「連結配当性向45%以上かつ連結株主資本配当率(DOE)2.5%以上」と改めることとしました。

### 2.施行日

2024年2月13日

### 3.改定内容

改定箇所を下線で表示していますので、別紙をご参照ください。

なお、本方針については、当社ホームページに掲載します。

<https://www.nireco.jp/company/governance/>

現行	改訂版
<p>ニレコ コーポレート・ガバナンス基本方針</p> <p>第1条～第2条（現行通り）</p> <p>（資本政策）</p> <p>第3条 当社は、持続的な成長と中長期的な株主価値向上のため、次に掲げる事項を方針とする。</p> <p>（1）財務の健全性、安定性を示す指標として自己資本比率を重視し、一定水準の維持を目指す。</p> <p>（2）収益力・資本効率等の向上を意識した具体的な指標・目標を定め、経営計画に反映し、公表する。</p> <p>（3）株主の皆様への利益還元を示す指標並びに目標値を連結配当性向 <u>40%</u>以上かつ連結自己資本配当率（DOE）<u>2%</u>以上と定め、その実現を目指す。</p> <p>（4）自己株式の保有は発行済株式総数の5%を目安とし、超過する場合は原則1年以内に超過状態を解消する。</p> <p>第4条～第26条および別紙（現行通り）</p> <p>2016年8月29日 制定</p> <p>2018年12月25日 改定</p> <p>2021年11月12日 改定</p> <p>2022年 8月 8日 改定</p>	<p>ニレコ コーポレート・ガバナンス基本方針</p> <p>第1条～第2条（現行通り）</p> <p>（資本政策）</p> <p>第3条 当社は、持続的な成長と中長期的な株主価値向上のため、次に掲げる事項を方針とする。</p> <p>（1）財務の健全性、安定性を示す指標として自己資本比率を重視し、一定水準の維持を目指す。</p> <p>（2）収益力・資本効率等の向上を意識した具体的な指標・目標を定め、経営計画に反映し、公表する。</p> <p>（3）株主の皆様への利益還元を示す指標並びに目標値を連結配当性向 <u>45%</u>以上かつ連結自己資本配当率（DOE）<u>2.5%</u>以上と定め、その実現を目指す。</p> <p>（4）自己株式の保有は発行済株式総数の5%を目安とし、超過する場合は原則1年以内に超過状態を解消する。</p> <p>第4条～第26条および別紙（現行通り）</p> <p>2016年 8月29日 制定</p> <p>2018年12月25日 改定</p> <p>2021年11月12日 改定</p> <p>2022年 8月 8日 改定</p> <p><u>2024年 2月13日 改定</u></p>

以上